

審第2056号-1
答申第604号
令和6年8月8日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年10月6日付け病経管第1258号による下記の諮問について、別添のとおり
答申します。

記

諮問第879号

平成29年9月6日付けで審査請求人から提起された、平成29年7月21日付け病経管
第766号—1～3で行った行政文書開示決定、行政文書部分開示決定及び行政文書不開示
決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が、平成29年7月21日付け病経管第766号―2で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。
- 2 実施機関は、同日付け病経管第766号―3で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。）を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。
- 3 実施機関は、再度対象文書を探索の上、以下に記載の文書を含めて改めて開示決定等をすべきである。
 - (1) ●救命救急センターと精神科病棟運営に係るアンケート調査について
 - (2) アンケート回答用紙
 - (3) 平成24年度第2回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会提案案件の決定について（平成24年7月26日付け病経管第509号、病経管機委選審第2号―18）
 - (4) 平成25年度第6回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書の交付について（平成25年9月27日付け病経管第872号）
 - (5) 平成28年度機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書（5月25日持ち回り分）の交付について（平成28年5月26日付け病経管第398号、病経管機委選審第4号～第6号）
 - (6) 平成28年度第5回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会の開催について（通知）（平成29年3月10日付け病経管第1890号）
 - (7) 平成28年度第5回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書の交付について（平成29年3月16日付け病経管第1947号、病経管機委選審第128号～第140号）
 - (8) 機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書の交付について（4月20日開催分）（平成29年4月21日付け病経管第220号、病経管機委選審第1号～第2号）

(9) 機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書（平成29年4月21日付け病経管機委選審第1号）

4 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年5月22日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県救急医療センターと千葉県精神科医療センターと千葉県精神保健福祉センターが統合・移転・再整備・修築・増改築・一体的整備等することに関する情報一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、知事部局や議会や国や県や市等からの文書、知事部局や議会や国や県や市等宛ての文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、用地取得に関する文書、建設方法、視察見学、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。

少なくとも、経営管理課、千葉県精神科医療センター、千葉県救急医療センターは担当課にお含めください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として次に掲げる文書を特定した。

(1) 本件決定1における対象文書

ア 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替用地調査業務委託（以下「本件対象文書1」という。）

イ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替基礎調査業務委託（以下「本件対象文書2」という。）

ウ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替配置計画調査業務委託（以下「本件対象文書3」という。）

エ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替建設手法調査業務委託（以下「本件対象文書4」という。）

オ 千葉県がんセンター、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センター施設整備基礎調査委託の実施について（以下「本件対象文書5」という。）

カ 千葉県救急医療センター・千葉県精神科医療センター改修方法等調査（以下「本件対象文書6」という。）

キ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策調査業務委託（以下「本件対象文書7」という。）

ク 固定資産等使用承認申請書の提出について（以下「本件対象文書8」という。）

ケ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策アドバイザーの設置について（以下「本件対象文書9」という。）

コ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策アドバイザーの報酬等について（以下「本件対象文書10」という。）

サ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策アドバイザーの就任について（以下「本件対象文書11」という。）

- シ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策アドバイザー報酬（以下「本件対象文書12」という。）
- ス 再委託の承諾について（千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策調査業務委託）（以下「本件対象文書13」という。）
- セ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託選定委員会の開催について（以下「本件対象文書14」という。）
- ソ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託選定委員会委員報酬及び旅費（以下「本件対象文書15」という。）
- タ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託の仕様書確認及び見積書の提出依頼について（以下「本件対象文書16」という。）
- チ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託（以下「本件対象文書17」という。）
- ツ 千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託（以下「本件対象文書18」という。）
- テ 千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託の契約の変更について（以下「本件対象文書19」という。）
- ト 千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託プロポーザルの審査結果について（以下「本件対象文書20」という。）
- ナ 救急医療センターと精神科病棟運営に関するアンケート調査について（以下「本件対象文書21」という。）
- ニ （仮称）千葉県総合救急災害医療センター基本運営計画策定に係る業務委託に係るプロポーザルの実施について（以下「本件対象文書22」という。）
- ヌ （仮称）千葉県総合救急災害医療センター基本運営計画策定に係る業務委託選定委員会会場キャンセル料（以下「本件対象文書23」という。）
- ネ （仮称）千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託選定委員会（第1回）委員報酬及び旅費（以下「本件対象文書24」という。）
- ノ （仮称）千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託選定委員会委員への委嘱状について（以下「本件対象文書25」という。）

(2) 本件決定2における対象文書

- ア 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替用地調査業務委託 成果物
(以下「本件対象文書26」という。)
- イ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替基礎調査業務委託 成果物
(以下「本件対象文書27」という。)
- ウ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替配置計画調査業務委託 成果物
(以下「本件対象文書28」という。)
- エ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替建設手法調査業務委託 成果物
(以下「本件対象文書29」という。)
- オ 千葉県がんセンター、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センター
施設整備基礎調査委託 成果物 (以下「本件対象文書30」という。)
- カ 千葉県救急医療センター・千葉県精神科医療センター改修方法等調査 成果物
(以下「本件対象文書31」という。)
- キ 救急医療センター及び精神科医療センターの増床計画書の提出並びに意見書の
交付依頼について (以下「本件対象文書32」という。)
- ク 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策調査業務委
託 成果物 (以下「本件対象文書33」という。)
- ケ 再委託の承諾について (千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候
補地災害対策調査業務委託) の応募書類のうち様式4「事業実施体制」に付され
た総括責任者及び担当技術者の有資格調書 (以下「本件対象文書34」という。)
- コ 病床配分に係る開設・許可申請の遅延理由書の提出についてに付された知事復
活内示書 (以下「本件対象文書35」という。)
- サ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託の実施につい
てに付された予算要求書及び知事復活要求書 (以下「本件対象文書36」という。)
- シ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託選定委員会委
員報酬及び旅費の外部委員旅費算定の参考資料 (乗換案内) (以下「本件対象文書
37」という。)
- ス 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託 成果物 (以
下「本件対象文書38」という。)
- セ 千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等
策定業務委託 成果物 (以下「本件対象文書39」という。)

- ソ 千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託プロポーザルの審査結果について（以下「本件対象文書40」という。）
- タ （仮称）千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託選定委員会（第1回）委員報酬及び旅費の外部委員旅費算定の参考資料（乗換案内）（以下「本件対象文書41」という。）
- チ （仮称）千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託選定委員会（第1回）の開催について 議案書一式（以下「本件対象文書42」という。）
- ツ 3センター合築に関する陳情書（以下「本件対象文書43」という。）
- (3) 平成29年7月21日付け病経管第766号—1で行った行政文書開示決定（以下「本件決定3」といい、本件決定1から本件決定3までを合わせて「本件各決定」という。）における対象文書
- ア 救急医療センター及び精神科医療センターの建替候補地について（以下「本件対象文書44」という。）
- イ 工事費等概算依頼書について（以下「本件対象文書45」という。）
- ウ 国立大学千葉大学への受託研究の申し込みについて（以下「本件対象文書46」という。）
- エ 救急医療センター及び精神科医療センターの増床計画書の提出並びに意見書の交付依頼について（以下「本件対象文書47」という。）
- オ 救急医療センター・精神科医療センターの施設整備について（以下「本件対象文書48」という。）
- カ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策調査業務委託の実施について（以下「本件対象文書49」という。）
- キ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター災害対策調査業務委託選定委員会への委員就任について（以下「本件対象文書50」という。）
- ク 千葉県救急医療センター・精神科医療センター災害対策調査業務委託選定委員会設置要領の制定について（以下「本件対象文書51」という。）
- ケ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策調査業務プロポーザルの審査結果について（以下「本件対象文書52」という。）
- コ 機種等選定・委託事業等指名業者選定審査依頼書の提出について（以下「本件

- 対象文書53」という。)
- サ 病床配分に係る開設・許可申請の遅延理由書の提出について（以下「本件対象文書54」という。)
- シ 千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの病院増床計画の進捗状況について（以下「本件対象文書55」という。)
- ス 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託の実施について（以下「本件対象文書56」という。)
- セ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託選定委員会委員への推薦について（以下「本件対象文書57」という。)
- ソ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託選定委員会委員への就任について（以下「本件対象文書58」という。)
- タ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託選定委員会委員の報酬等について（以下「本件対象文書59」という。)
- チ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託選定委員会設置要領の制定について（以下「本件対象文書60」という。)
- ツ 千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託プロポーザルの審査結果について（以下「本件対象文書61」という。)
- テ 機種等選定・委託事業等指名業者選定審査依頼書の提出について（以下「本件対象文書62」という。)
- ト 千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの病院増床計画の進捗状況について（以下「本件対象文書63」という。)
- ナ 千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの病院増床計画の進捗状況について（以下「本件対象文書64」という。)
- ニ 千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの病院増床計画の進捗状況について（以下「本件対象文書65」という。)
- ヌ 千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの病院増床計画の進捗状況について（以下「本件対象文書66」という。)
- ネ 千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの病院増床計画の進捗状況について（以下「本件対象文書67」という。)
- ノ 千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの病院増床計画の進捗

- 状況について（以下「本件対象文書68」という。）
- ハ 千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務に係るプロポーザルの実施について（以下「本件対象文書69」という。）
 - ヒ 千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託選定委員会の開催について（以下「本件対象文書70」という。）
 - フ 千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託の執行について（以下「本件対象文書71」という。）
 - ヘ 千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査依頼書の提出について（以下「本件対象文書72」という。）
 - ホ 千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託の見積書の提出依頼について（以下「本件対象文書73」という。）
 - マ 千葉県救急医療センター及び精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画の策定に向けた意見交換会の開催について（以下「本件対象文書74」という。）
 - ミ 配分病床の返上願い（以下「本件対象文書75」という。）
 - ム 千葉県救急医療センターの病院増床計画の進捗状況について（以下「本件対象文書76」という。）
 - メ 千葉県救急医療センター及び精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画の策定に向けた検討会の開催について（以下「本件対象文書77」という。）
 - モ 千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査依頼書の提出について（以下「本件対象文書78」という。）
 - ヤ （仮称）千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務プロポーザル実施等について（以下「本件対象文書79」という。）
 - ユ （仮称）千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務選定委員会委員への就任について（以下「本件対象文書80」という。）
 - ヨ 千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査依頼書の提出について（以下「本件対象文書81」という。）
 - ラ 千葉県教育会館会議室等使用申込書（以下「本件対象文書82」という。）
 - リ 「千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画の概要」の公表について（以下「本件対象文書83」という。）
 - ル （仮称）千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託選定委員

会（第1回）の開催について（以下「本件対象文書84」という。）

レ（仮称）千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託の公募型プロポーザル方式による公募に係る公表について（以下「本件対象文書85」という。）

ロ（仮称）千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託の公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について（以下「本件対象文書86」という。）

ワ（仮称）千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託等の費用の負担に係る協定の締結について（依頼）（以下「本件対象文書87」という。）

ヲ 千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画概要版の送付について（以下「本件対象文書88」という。）

ン（仮称）千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託等の費用の負担に係る協定の締結について（以下「本件対象文書89」といい、本件対象文書1から本件対象文書89までを合わせて「本件各対象文書」という。）

4 実施機関の決定

実施機関は、本件各決定をそれぞれ行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件各決定を不服として、平成29年9月6日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が原処分で特定されたもので尽くされるとは、到底、考えられない。

電子メールなどの電磁的記録も特定すべきである。

本件不開示情報は、いずれも、条例第8条2号、3号、5号、6号に該当しないか、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

国家公務員の印影が不開示とされていたが、明らかに公務員の職務遂行情報の氏名であるため、他の公務員等の印影同様に開示すべきである。

本件不開示情報は、いずれも、条例第10条に該当する。

3 反論書の要旨

(1) 文書の特定

ア 開示文書には第2回と記載されているため、同様の文書につき第1回や第3回以降の回の分が存在すると考えるのが、自然かつ合理的である。

イ 一体的整備事業は、大事業であるから、本件で特定された文書で特定し尽くされているとは、到底考えられない。

ウ 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

エ 弁明書には記載されていないが、開示文書にはアンケートを行った記載があるにもかかわらず、アンケートが開示文書に含まれていない。職員に照会したところ、アンケートの取得は不要との回答が有った。多額の公金を支出しながら、アンケートを取得しないとは、到底考えられず、また、必要がない理由を聞いても必要がないからだという意味不明な回答に終始したため明らかに怪しい。住民訴訟のためにも、アンケートは必要な証拠である。

オ したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(2) 不開示箇所の不開示事由非該当性

ア 事実上の不開示における開示文書の不鮮明による差し替えについて

本件に限らずまた千葉県に限らず、全般的に、情報公開請求で交付される文書は印影や手書きで記載された文面が薄く印刷されているなどして判読できないこ

とが多い。受け取り後に実施機関に問い合わせ、読める文書を受け取るまで数日を要することも少なくない。このままでは、当該不鮮明部分について事実上の不開示と同様の効果を発生させていることになる。本件では、印影等の一部が読めなかった。最初から文字が鮮明に映った文書を交付していただきたい。このようなことは、他の開示請求者たちからもよく聞く話である。担当者が漫然と印刷せずに原本の文字の薄さ等により判読しづらいと思料されるものについては適切な濃さのモードないし最も濃いモードで印刷する、判読できるかどうかを再三確認するなどの再発防止策を講じていただきたい。

イ 条例の前文や1条により、住民による行政監視に資することも情報公開の目的である。行政監視は、住民監査請求や住民訴訟が当然に含まれるものであり、それらは、参政権の一種である。この点、開示文書は住民監査請求の事実証明書や住民訴訟の甲号証として提出するものであるが、住民監査請求や住民訴訟をはじめとした行政監視は外部からの不当な圧力や干渉等でないことは明らかである。事業が完結する前に公金支出を差し止める1号請求をする際の証拠として重要な意味を持つ。むしろ、事業が継続している最中に住民が直接、役人や議員に参政権として意見を述べたり、請願・陳情の資料・参考としたりするためにも重要である。また、本件では、時限性による不開示の規定の適用がされていないため、事業完結後に不開示が開示になるかどうかも疑わしいものである。明らかに参政権侵害である。開示文書を公開してこそ、住民と千葉県とで率直な意見交換が可能となり、お役所の中でだけ率直な意見交換をただけなのでは条例前文や1条に違反するものと言わざるを得ない。県民の間に混乱を生じさせるなどは、住民の県政参加を蔑視する違憲の弁明であり、言語道断である。住民の意見を県政に反映させてこそ意思決定に中立性が保たれるのである。5、6号にも該当しない。

ウ 国家公務員や独立行政法人等役職員の印影は、他の公務員等の印影が公になっていてもなお、処分庁の表明するおそれは現実のものとはなっていない以上、6号には該当しない。

エ 委託業務には公金が支出されており、その成果物だからこそ、その委託業務が違法不当なものなのかどうか住民が監視・検証することができるよう、開示すべきである。万一、処分庁の弁明のとおり成果物を見たことで技術的なノウハウが

流出するのであれば、公務員に対して委託業務の成果物が届くたびに当該ノウハウが流出していることになるが、そのような現実はないのである。よって、3号には該当しない。

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分の理由

(1) 開示部分について

本件対象文書のうち本件対象文書44から89までは、不開示情報が記録されていなかったことから、開示としたものである。

(2) 部分開示部分について

本件対象文書のうち、本件対象文書1、2、6、8から13まで、15から18まで及び20から25までは、外部有識者の郵便番号、住所、印影、口座情報、居住地最寄駅の情報、委託会社及び見積徴収会社の担当者氏名、印影、顔写真、個人メールアドレスの情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから条例第8条第2号に、また、本件各対象文書のうち本件対象文書1から7まで、11、13、15、17から19まで及び21から25までは、委託会社及び見積徴収会社の印影、口座情報であって、委託会社及び見積会社の印影は、請求等の重要書類に使用されるものであって、公にされると偽造されること等により、事業運営上その他正当な利益を害するおそれがある情報であることから条例第8条第3号に、また、本件各対象文書のうち本件対象文書11、14及び20は、千葉県職員に割り振られた業務上利用するメールアドレスであり、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが考えられ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから条例第8条第6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ部分開示としたものである。

(3) 不開示部分について

本件対象文書のうち本件対象文書34、37及び41は、委託業者の総括責任者及び担当技術者の有資格調書、また、外部有識者の居住地最寄駅の情報であり、個人に関する情報であることから条例第8条第2号に、また、本件各対象文書のうち

本件対象文書26から33まで、38及び39は、委託業務の成果物であり、当該事業の検討過程に関する情報で、法人の専門的な技術やその蓄積に基づき作成され、技術的なノウハウにより作成された成果物は技術競争の有力な手段となり得る情報であって、公にされると事業運営上その他正当な利益を害するおそれがある情報であることから条例第8条第3号に、また、同文書のうち本件対象文書26から33まで、35、36、38から40まで、42及び43は、委託業務の成果物、予算要求書等、千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託プロポーザル審査結果、(仮称)千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託選定委員会(第1回)議案書一式及び3センター合築に関する陳情書であり、当該事業の検討過程に関する情報で、検討を積み重ねた結果となる本事業が完結する前に当該情報を公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが考えられ、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報であることから条例第8条第5号に、また、本件各対象文書のうち本件対象文書26から33まで、35、36、38から40まで、42及び43は、委託業務の成果物、予算要求書等、千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託プロポーザル審査結果、(仮称)千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託選定委員会(第1回)議案書一式及び3センター合築に関する陳情書であり、当該事業の検討過程に関する情報で、検討を積み重ねた結果となる本事業が完結する前に当該情報を公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが考えられ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから条例第8条第6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(4) 条例第8条第2号該当性について

本件各対象文書に記載の、外部有識者の郵便番号、住所、印影、口座情報、居住地最寄駅の情報、委託会社及び見積徴収会社の担当者氏名、印影、顔写真、個人メールアドレス及び委託業者の総括責任者及び担当技術者の有資格調書の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため不開示とした。

(5) 条例第8条第3号該当性について

本件各対象文書に記載の、委託会社及び見積徴収会社の印影、口座情報及び委託業務の成果物の情報であって、委託会社及び見積会社の印影は、請求等の重要書類に使用されるものであって、公にされると偽造されること等により、事業運営上その他正当な利益を害するおそれが、また、口座情報は、法人の内部に関する情報であって、公にされると事業運営上その他正当な利益を害するおそれが、また、委託業務の成果物は、当該事業の検討過程に関する情報で、法人の専門的な技術やその蓄積に基づき作成され、技術的なノウハウにより作成された成果物は技術競争の有力な手段となり得る情報であって、公にされると事業運営上その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため不開示とした。

(6) 条例第8条第5号該当性について

本件各対象文書に記載の、委託業務の成果物、予算要求書等、千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託プロポーザル審査結果、(仮称)千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託選定委員会(第1回)議案書一式及び3センター合築に関する陳情書は、当該事業の検討過程に関する情報で、検討を積み重ねた結果となる本事業が完結する前に当該情報を公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが考えられ、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報であるため不開示とした。

(7) 条例第8条第6号該当性について

本件各対象文書に記載の、千葉県職員に割り振られた業務上利用するメールアドレスは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが考えられ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから条例第8条第6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ部分開示としたものである。

また、委託業務の成果物、予算要求書等、千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託プロポーザル審査結果、(仮称)千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託選定委員会(第1回)議案書一式及び3センター合築に関する陳情書は、当該事業の検討過程に関する情報で、検討を積み重ねた結果となる本事業が完結する前に当該情報を公にする

ことにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが考えられ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため不開示とした。

2 弁明の理由

- (1) 審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外かと判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、病院局経営管理課には特定した文書以外には対象行政文書が存在しなかったため、本件決定を行ったものである。

- (2) 審査請求人は、不開示部分はいずれも条例第8条第2号、第3号、第5号、第6号に該当しない。また、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する旨主張する。

しかしながら、対象行政文書に記載の不開示部分は、個人に関する情報、法人に関する情報、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であることから、条例第8条第2号、第3号、第5号、第6号にそれぞれ該当する。また、条例第8条第2号ただし書きイロハニ、条例第8条第3号ただし書きイロのいずれにも該当せず、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) 審査請求人は、国家公務員の印影は職務遂行情報の氏名であることから開示すべきであると主張する。

しかしながら、本件対象文書5の国立大学法人千葉大学契約担当役事務局長印、本件対象文書11の国立大学法人千葉大学長印、本件対象文書25の国土交通省関東地方整備局東京第二営繕事務所長印は、国等の事務に関する情報であって、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号に該当する。

- (4) 審査請求人は、本件不開示情報は、いずれも条例第10条に該当すると主張する。

しかしながら、公益上特に必要があるとは認められないため、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書

本件各対象文書は、前記第2 3のとおりであり、その内容は次のとおりである。

(1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替用地調査業務を委託した法人に対し、当該委託業務の委託料を支払うための(振替兼) 支出回議書とその一式である。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替基礎調査業務を委託した法人に対し、当該委託業務の委託料を支払うための(振替兼) 支出回議書とその一式である。

(3) 本件対象文書3について

本件対象文書3は、実施機関が、千葉県救急医療センター・千葉県精神科医療センター建替配置計画調査業務を委託した法人に対し、当該委託業務の委託料を支払うための(振替兼) 支出回議書とその一式である。

(4) 本件対象文書4について

本件対象文書4は、実施機関が、千葉県救急医療センター・千葉県精神科医療センター建替建設手法調査業務を委託した法人に対し、当該委託業務の委託料を支払うための(振替兼) 支出回議書とその一式である。

(5) 本件対象文書5について

本件対象文書5は、実施機関が、千葉県がんセンター、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センター施設整備基礎調査業務を委託した法人に対し、当該委託業務の委託料を支払うための振替回議書とその一式である。

(6) 本件対象文書6について

本件対象文書6は、実施機関が、千葉県救急医療センター・千葉県精神科医療センター改修方法等調査を委託した法人に対し、当該委託業務の委託料を支払うための(振替兼) 支出回議書とその一式である。

(7) 本件対象文書7について

本件対象文書7は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策調査業務を委託した法人に対し、当該委託業務の委託料を支払うための(振替兼) 支出回議書とその一式である。

(8) 本件対象文書8について

本件対象文書8は、実施機関が、前記(7)に記載の委託業務に係り、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの建替候補地においてボーリング調査を実施するに当たり、千葉県企業庁千葉建設事務所長に対し、当該土地の使用の承認を受けることを申請する旨の決裁文書である。

(9) 本件対象文書9について

本件対象文書9は、実施機関が、前記(7)に記載の委託業務に係り、学識経験者から専門的知見からの意見聴取を行うため、千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策アドバイザー設置要領を制定する旨の決裁文書である。

(10) 本件対象文書10について

本件対象文書10は、実施機関が、前記(9)に記載の要領において設置した千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策アドバイザーの報酬額等に関する決裁文書である。

(11) 本件対象文書11について

本件対象文書11は、実施機関が、前記(9)に記載の要領において設置した千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策アドバイザーの就任を依頼する旨の決裁文書である。

(12) 本件対象文書12について

本件対象文書12は、実施機関が、前記(9)に記載の要領において設置した千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策アドバイザーに対し、報酬等を支払うための調達兼(振替兼)支出回議書(人件費)とその一式である。

(13) 本件対象文書13について

本件対象文書13は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替候補地災害対策調査業務を委託した法人に対し、当該委託業務を再委託することを承諾する旨の決裁文書である。

(14) 本件対象文書14について

本件対象文書14は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員

会の開催を通知する旨の決裁文書である。

(15) 本件対象文書15について

本件対象文書15は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の委員に対し、報酬等を支払うための調達兼（振替兼）支出回議書（人件費）とその一式である。

(16) 本件対象文書16について

本件対象文書16は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託について、仕様書及び契約書の確認並びに見積書の提出を依頼する旨の決裁文書である。

(17) 本件対象文書17について

本件対象文書17は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務を委託した法人に対し、当該委託業務の委託料を支払うための（振替兼）支出回議書とその一式である。

(18) 本件対象文書18について

本件対象文書18は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託の契約を締結するための調達回議書とその一式である。

(19) 本件対象文書19について

本件対象文書19は、実施機関が、前記（18）に記載の契約について、委託業務の内容を変更する必要があることから、変更契約を締結する旨の決裁文書である。

(20) 本件対象文書20について

本件対象文書20は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会を開催し、当該選定委員会における審査結果を応募者に通知する旨の決裁文書である。

(21) 本件対象文書21について

本件対象文書21は、実施機関が、前記（18）に記載の業務委託に係り、医療機関にアンケート調査を実施し、回答を依頼する旨の決裁文書である。

(2 2) 本件対象文書 2 2 について

本件対象文書 2 2 は、実施機関が、(仮称) 千葉県総合救急災害医療センター基本運営計画策定に係る業務委託を公募型プロポーザル方式により実施し、また、当該業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の委員への就任を依頼する旨の決裁文書である。

(2 3) 本件対象文書 2 3 について

実施機関が、前記(2 2)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の開催場所として千葉県教育会館の会議室の使用を申し込んだが、当該会議室を使用する必要がなくなったことから、キャンセル料を支払うための(振替兼)支出回議書とその一式である。

(2 4) 本件対象文書 2 4 について

本件対象文書 2 4 は、実施機関が、前記(2 2)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の委員に対し、報酬等を支払うための調達兼(振替兼)支出回議書とその一式である。

(2 5) 本件対象文書 2 5 について

本件対象文書 2 5 は、実施機関が、前記(2 2)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の委員に対し、委嘱状を交付する旨の決裁文書である。

(2 6) 本件対象文書 2 6 について

本件対象文書 2 6 は、本件対象文書 1 に添付された千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替用地調査業務委託の成果物である。

(2 7) 本件対象文書 2 7 について

本件対象文書 2 7 は、本件対象文書 2 に添付された千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替基礎調査業務委託の成果物である。

(2 8) 本件対象文書 2 8 について

本件対象文書 2 8 は、本件対象文書 3 に添付された千葉県救急医療センター・千葉県精神科医療センター建替配置計画調査業務委託の成果物である。

(2 9) 本件対象文書 2 9 について

本件対象文書 2 9 は、本件対象文書 4 に添付された千葉県救急医療センター・千葉県精神科医療センター建替建設手法調査業務委託の成果物である。

(30) 本件対象文書30について

本件対象文書30は、本件対象文書5に添付された千葉県がんセンター、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センター施設整備基礎調査業務委託の成果物である。

(31) 本件対象文書31について

本件対象文書31は、本件対象文書6に添付された千葉県救急医療センター・千葉県精神科医療センター改修方法等調査の成果物である。

(32) 本件対象文書32について

本件対象文書32は、本件対象文書47に添付された千葉県救急医療センター・精神科医療センター建替基礎調査業務委託及び千葉県救急医療センター・千葉県精神科医療センター建替配置計画調査業務委託の成果物の一部である。

(33) 本件対象文書33について

本件対象文書33は、本件対象文書7に添付された千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策調査業務委託の成果物である。

(34) 本件対象文書34について

本件対象文書34は、本件対象文書13に添付された特定の法人に係る統括責任者及び担当技術者の有資格調書である。

(35) 本件対象文書35について

本件対象文書35は、本件対象文書54に添付された実施機関の予算に関する文書である。

(36) 本件対象文書36について

本件対象文書36は、本件対象文書56に添付された実施機関の予算に関する文書である。

(37) 本件対象文書37について

本件対象文書37は、本件対象文書15に添付された外部有識者の旅費の算定のための参考資料である。

(38) 本件対象文書38について

本件対象文書38は、本件対象文書17に添付された千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託の成果物である。

(39) 本件対象文書39について

本件対象文書39は、本件対象文書18に添付された千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託の成果物である。

(40) 本件対象文書40について

本件対象文書40は、本件対象文書20に添付された千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託選定委員会における各委員の採点表である。

(41) 本件対象文書41について

本件対象文書41は、本件対象文書24に添付された外部有識者の旅費の算定のための参考資料である。

(42) 本件対象文書42について

本件対象文書42は、本件対象文書84に添付された(仮称)千葉県総合救急医療センター建築工事基本設計業務委託選定委員会(第1回)における議案書である。

(43) 本件対象文書43について

本件対象文書43は、千葉県知事宛てに提出された千葉県救急医療センター、千葉県精神科医療センター及び千葉県精神保健福祉センターの合築に関する陳情書である。

(44) 本件対象文書44について

本件対象文書44は、実施機関が、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの建替候補地について、千葉県企業局長の意向を確認する旨の決裁文書である。

(45) 本件対象文書45について

本件対象文書45は、実施機関が、千葉県救急医療センター・千葉県精神科医療センターの施設整備に当たり、工事費等概算見積を依頼するための決裁文書である。

(46) 本件対象文書46について

本件対象文書46は、実施機関が、千葉県立病院現状調査並びに千葉県がんセンター、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センター施設整備基礎調査を実施し、また、これらの調査を国立大学法人千葉大学大学院工学研究科に委託する旨の決裁文書である。

(47) 本件対象文書47について

本件対象文書47は、実施機関の病院増床計画に関する決裁文書である。

(48) 本件対象文書48について

本件対象文書48は、実施機関が、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの施設整備に当たり、千葉県企業庁長に対し、両センターの建替候補地の災害対策調査への協力等を依頼する旨の決裁文書である。

(49) 本件対象文書49について

本件対象文書49は、実施機関が、千葉県救急医療センター・千葉県精神科医療センター建替候補地災害対策調査業務委託を公募型プロポーザル方式により実施する旨の決裁文書である。

(50) 本件対象文書50について

本件対象文書50は、実施機関が、前記(49)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会を設置し、また、当該選定委員会の委員への就任を依頼する旨の決裁文書である。

(51) 本件対象文書51について

本件対象文書51は、実施機関が、前記(49)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の設置要領を制定する旨の決裁文書である。

(52) 本件対象文書52について

本件対象文書52は、実施機関が、前記(49)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会を開催し、当該選定委員会における審査結果を応募者に通知する旨の決裁文書である。

(53) 本件対象文書53について

本件対象文書53は、実施機関が、前記(49)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会に対し、審査を依頼する旨の決裁文書である。

(54) 本件対象文書54について

本件対象文書54は、実施機関の病院増床計画に関する決裁文書である。

(55) 本件対象文書55について

本件対象文書55は、実施機関の病院増床計画に係る報告に関する決裁文書である。

(56) 本件対象文書56について

本件対象文書56は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センター基本調査業務委託を公募型プロポーザル方式により実施する旨の決裁文書である。

(57) 本件対象文書57について

本件対象文書57は、実施機関が、前記(56)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の委員の推薦を依頼する旨の決裁文書である。

(58) 本件対象文書58について

本件対象文書58は、実施機関が、前記(56)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の委員への就任を依頼する旨の決裁文書である。

(59) 本件対象文書59について

本件対象文書59は、実施機関が、前記(56)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の委員の報酬額等に関する決裁文書である。

(60) 本件対象文書60について

本件対象文書60は、実施機関が、前記(56)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の設置要領を制定する旨の決裁文書である。

(61) 本件対象文書61について

本件対象文書61は、実施機関が、前記(56)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会を開催し、当該選定委員会における審査結果を応募者に通知する旨の決裁文書である。

(62) 本件対象文書62について

本件対象文書62は、実施機関が、前記(56)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会に対し、審査を依頼する旨の決裁文書である。

(63) 本件対象文書63について

本件対象文書63は、実施機関の病院増床計画に係る報告に関する決裁文書である。

(64) 本件対象文書64について

本件対象文書64は、実施機関の病院増床計画に係る報告に関する決裁文書である。

(65) 本件対象文書65について

本件対象文書65は、実施機関の病院増床計画に係る報告に関する決裁文書である。

(66) 本件対象文書66について

本件対象文書66は、実施機関の病院増床計画に係る報告に関する決裁文書である。

(67) 本件対象文書67について

本件対象文書67は、実施機関の病院増床計画に係る報告に関する決裁文書である。

(68) 本件対象文書68について

本件対象文書68は、実施機関の病院増床計画に係る報告に関する決裁文書である。

(69) 本件対象文書69について

本件対象文書69は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託を公募型プロポーザル方式により実施し、また、当該業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の委員への就任を依頼する旨の決裁文書である。

(70) 本件対象文書70について

本件対象文書70は、実施機関が、前記(69)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の開催を通知する旨の決裁文書である。

(71) 本件対象文書71について

本件対象文書71は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託の発注を執行する旨の決裁文書である。

(72) 本件対象文書72について

本件対象文書72は、実施機関が、前記(71)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会に対

し、審査を依頼する旨の決裁文書である。

(73) 本件対象文書73について

本件対象文書73は、実施機関が、前記(71)に記載の業務を委託する法人に対し、見積書の提出を依頼する旨の決裁文書である。

(74) 本件対象文書74について

本件対象文書74は、実施機関が、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画の策定に向けた意見交換会を開催する旨の決裁文書である。

(75) 本件対象文書75について

本件対象文書75は、実施機関の病院増床計画に関する決裁文書である。

(76) 本件対象文書76について

本件対象文書76は、実施機関の病院増床計画に係る報告に関する決裁文書である。

(77) 本件対象文書77について

本件対象文書77は、実施機関が、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画の策定に向けた検討会を開催する旨の決裁文書である。

(78) 本件対象文書78について

本件対象文書78は、実施機関が、(仮称)千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務を委託する法人を選定するに当たり、千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会に対し、審査を依頼する旨の決裁文書である。

(79) 本件対象文書79について

本件対象文書79は、実施機関が、前記(78)に記載の業務委託を公募型プロポーザル方式により実施し、また、当該業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の設置要領を制定する旨の決裁文書である。

(80) 本件対象文書80について

本件対象文書80は、実施機関が、前記(78)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の委員への就任を依頼する旨の決裁文書である。

(81) 本件対象文書81について

本件対象文書８１は、実施機関が、(仮称)千葉県総合救急災害医療センター基本運営計画策定に係る業務を委託する法人を選定するに当たり、千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会に対し、審査を依頼する旨の決裁文書である。

(８２) 本件対象文書８２について

本件対象文書８２は、実施機関が、前記(８１)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の開催場所として、千葉県教育会館の会議室の使用を申し込む旨の決裁文書である。

(８３) 本件対象文書８３について

本件対象文書８３は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画の概要を実施機関のホームページにおいて公表する旨の決裁文書である。

(８４) 本件対象文書８４について

本件対象文書８４は、実施機関が、前記(８１)に記載の業務を委託する法人を選定するに当たり、当該業務委託に係る選定委員会の開催を通知する旨の決裁文書である。

(８５) 本件対象文書８５について

本件対象文書８５は、実施機関が、前記(７８)に記載の業務に係る公示内容を公表する旨の決裁文書である。

(８６) 本件対象文書８６について

本件対象文書８６は、実施機関が、前記(７８)に記載の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告をする旨の決裁文書である。

(８７) 本件対象文書８７について

本件対象文書８７は、実施機関が、(仮称)千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託等の費用の負担について、千葉県知事に対し、協定を締結することを依頼する旨の決裁文書である。

(８８) 本件対象文書８８について

本件対象文書８８は、実施機関が、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画の策定に向けた意見交換会(検討会)に参加した者に対し、両センターの一体的整備に係る基本計画の概要版を送付する旨の決裁文書である。

(89) 本件対象文書89について

本件対象文書89は、実施機関が、(仮称)千葉県総合救急災害医療センター建築工事基本設計業務委託等の費用の負担について、千葉県知事と協定を締結する旨の決裁文書である。

2 不開示部分

(1) 本件決定1の妥当性

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、実施機関は、別表における不開示部分の欄に記載の各情報を不開示としていることが認められた。

これに対して、審査請求人は、本件各決定を取り消して、請求した情報を全て開示するよう主張していることから、不開示部分に係る本件決定1の妥当性について、次のとおり検討する。

ア 特定の法人における預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人

(ア) 特定の法人における預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人(本件対象文書1、2、3及び6に記載されたものを除く。以下「本件口座情報1」という。)

ある口座が法人の振込先であるという情報は、法人に関する情報であるから、本件口座情報1は、法人に関する情報であるということができるところ、法人の口座情報は、元来、その内部限りにおいて管理し開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であるということが出来る。

しかし、当審査会が見分したところ、①当該法人は、建築設計会社等であって、不特定多数の者が新規にその顧客となることを排除しているものではなく、②当該法人は、顧客が実施機関であることから、請求書において特別に当該法人の振込先を知らせたものではなく、請求書の宛先となった顧客の全てに対し、請求書において本件口座情報1を知らせており、③当該法人は、請求書において、実施機関に対し、本件口座情報1を知らせるに当たり、本件口座情報1を他に知らせることを禁止しておらず、他の顧客宛ての請求書においても、本件口座情報1を他に知らせることを禁止していないことが認められた。

一般に、法人の振込先は、当該法人が、顧客に対し、代金等の振込先を指定する趣旨で知らされる情報であるから、その性質上、顧客であれば誰に対して

も知らされるものであり、かつ、知らされた顧客が他に知らせることが禁止されることもないと認めることができるところ、上記①ないし③によれば、このことは、本件口座情報1についても当てはまると認めることができるのであり、当該法人は、請求書に記載された本件口座情報1が顧客に知られることを容認し、さらにその顧客から第三者に知られることとなることをも容認していると認めるのが相当である。

そうすると、当該法人は、その振込先について、代金の決済に資することを優先し、その内部限りにおいて管理し開示すべき相手方を限定するような管理をしていないと認めることができるのであり、本件口座情報1は、その内部限りにおいて管理し開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であるということができず、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものということができない。

また、上記のような口座情報は、第三者に知られることによって、悪用され、当該法人の金融上の営業秘密等が流出してしまう可能性や、本件口座情報1を公にすることにより、その口座情報が押し貸しや振り込め詐欺に悪用される危険性が全くないとは言えないが、企業に押し貸しをすることの実効性は希薄であるし、振り込め詐欺を行う組織が払戻権限を有しない金融機関の口座を振込先に指定することもおよそ考え難いのであり、悪用の危険は抽象的なおそれにとどまるというべきである。

そうすると、当該情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件対象文書1、2、3及び6に記載された特定の法人における預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座情報2」という。）

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件対象文書1、2、3及び6に口座情報を記載している法人は、本件請求時より前に、既に廃業し解散の法的手続をとっていることが認められた。

そうすると、廃業後の当該法人については、今後、事業を営むことを予定し

ておらず、本件口座情報2を公にすることにより、事業を営む法人あるいは事業を営むことを予定している法人と同様の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じる事情は認められない。

したがって、当該情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

イ 特定の法人に係る代表者の印影

(ア) 本件対象文書1、2及び4に口座情報を記載していない特定の法人に係る代表者の印影（以下「本件代表者の印影1」という。）

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件代表者の印影1は、銀行取引に使用する印章により押捺されたものであるとのことであった。

ある印影が当該法人の代表者の印影であるという情報は、法人に関する情報であるから、本件代表者の印影1は、法人に関する情報であるということができ、銀行取引に使用する印章は、それにより、銀行取引を行おうとするものが当該印章を届け出た本人であることを証明する機能を有するのであり、その印影が公にされれば、当該印影を基に作成した印章を用いて銀行取引に関する書類を偽造することも可能となり、預貯金の不正な払戻し等により当該法人の財産が毀損されるおそれがあると認めることができる。

そうすると、当該情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 本件対象文書17、18、19、21及び22に記載された特定の法人に係る代表者の印影（以下「本件代表者の印影2」という。）

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該法人は、医療、保険及び介護の専門コンサルティング会社であって、また、当該印影に係る印章は、自治体に使用印鑑届を提出しているものであり、契約書類にも使用するものであるとのことであった。

ところで、使用印鑑届とは、入札参加資格審査の申請の際に、業者に対し、入札、見積り、契約の締結及び契約代金等の請求受領等に当たって使用する印

鑑を届け出させるものである。

そして、使用印鑑届の印影は、認証的機能を有するにふさわしい形状を有し、当然のこととして入札参加資格審査の申請の際に届け出られた印章の印影であることから、法人の内部管理に属する情報で、広く不特定多数に公にされることを予定したものではないと認められる。

このような印影が、当該法人の事業活動に関係なく一般に公開されることは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 本件対象文書1、2、3及び6に口座情報を記載している特定の法人に係る代表者の印影（以下「本件代表者の印影3」という。）

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件代表者の印影3は、本件請求時より前に、既に廃業し解散の法的手続きをとっていることが認められた。

そうすると、廃業後の当該法人については、今後事業を営むことを予定しておらず、当該情報を公にすることにより、前記（ア）及び（イ）と同様の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じる事情は認められない。

したがって、当該情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(エ) 本件対象文書3及び6に口座情報を記載しておらず、本件対象文書4に口座情報を記載している特定の法人に係る代表者の印影（以下「本件代表者の印影4」という。）

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件代表者の印影4に係る印章は、銀行取引に使用する印章等ではなく、契約書類に使用するものでもないとのことであった。

そうすると、当該法人については、当該情報を公にすることにより、前記（ア）及び（イ）と同様の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じる事情は認められない。

したがって、当該情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきであ

る。

ウ 特定の法人に係る社印及び一般財団法人印の印影

特定の法人に係る社印及び一般財団法人印の印影は、認証的機能を補完する意味で代表者の印と同時に押印されるのが一般的であるが、見積書等の軽易な書類にも往々にして押印されるものであり、取引の相手方なら誰にでも開示するのが普通であるから、これを公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

エ 特定の法人に係る担当者の氏名、メールアドレス及び電話番号並びに担当者等の顔写真及び印影並びに外部有識者の候補者の氏名、役職及び主な委員等の就任状況

(ア) 特定の法人に係る担当者の氏名、メールアドレス及び電話番号並びに担当者等の顔写真（本件対象文書16に記載された特定の法人に係る代表取締役の顔写真を除く。）及び印影並びに外部有識者の候補者の氏名、役職及び主な委員等の就任状況は、当該担当者等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 一方で、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件対象文書16に記載された特定の法人に係る代表取締役の顔写真と同一の顔写真が、本件決定1より前に既に当該法人のホームページにおいて公表されていることが認められた。

したがって、当該情報は、条例第8条第2号イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められるから、開示すべきである。

オ 公印の印影

本件対象文書5、11及び25には、国立大学法人千葉大学契約担当役の印影、国立大学法人千葉大学出納命令役の印影、千葉大学大学院工学研究科長の印影、国立大学法人千葉大学長の印影及び国土交通省関東地方整備局東京第二営繕事務所長の印影が記載されている。

これらの印影は、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第6号に該当せず、開示すべきである。

カ 外部有識者の印影（本件対象文書11に記載された国立大学法人千葉大学長の印影及び本件対象文書25に記載された国土交通省関東地方整備局東京第二営繕事務所長の印影を除く。）、預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号、口座名義人、住所、郵便番号、電話番号及び最寄り駅

(ア) 外部有識者の印影

外部有識者の印影は、当該外部有識者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文に該当する。

ところで、当該外部有識者は、特別職の公務員であると認められ、その氏名は同号ハに該当すると認められるが、委員等への就任に係る承諾書や謝金等振込先に係る文書に押捺された印影は、当該外部有識者が、自らの意思に基づいて作成されたものであることを証するため、氏名を記入した書類に押捺したものであり、純然たる特定の個人の行為であって、特別職の公務員の職務として作成された性質のものではないことから、同号ハに該当しない。

したがって、当該情報は、同号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 外部有識者の預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号、口座名義人、住所、郵便番号、電話番号及び最寄り駅

これらの情報は、当該外部有識者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文に該当する。

ところで、当該外部有識者は、特別職の公務員であると認められ、その氏名は同号ハに該当すると認められるが、当該外部有識者の預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号、口座名義人、住所、郵便番号、電話番号及び最寄り駅については、特別職の公務員の職務の遂行に関する情報とは認められず、同号ハに該当しない。

したがって、当該情報は、同号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

キ 国立大学法人における預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人

法人の振込先は、元来、その内部限りにおいて管理し開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であるということが出来るが、前記ア（ア）で判断したとおり、本件口座情報1のような情報については、そのような情報とは言えず、開示すべきである。

しかしながら、当審査会が見分したところ、当該国立大学法人は、債権管理仮想口座を使用し、請求書ごとに専用口座を設定していることが認められた。

債権管理仮想口座とは、実際の入金口座番号とは異なる仮想口座番号を顧客企業に一定数（例えば100～1000口座）付与し、その顧客企業が取引先・入金科目等に応じてあらかじめ仮想口座番号を割り当て、取引先に仮想口座番号を用いて振り込んでもらうことで入金内容を特定しやすくし、売掛金の消込事務効率化を支援するものであるから、当該国立大学法人が請求書に記載された当該情報を顧客に知られることを容認し、さらにその顧客から第三者に知られることとなることをも容認しているとは認められない。

そうすると、当該国立大学法人は、その振込先について、その内部限りにおいて管理し開示すべき相手方を限定するような管理をしていると認めることができるのであり、当該情報は、その内部限りにおいて管理し開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であるということが出来る。

したがって、当該情報は、公にすることにより、当該国立大学法人の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

ク 職員のメールアドレス

職員のメールアドレスは、通常、一定の関係者との間で業務上利用されるものであり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されたり、業務に関係のないメールが大量に送信され、業務に支障が生じるなど、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

ケ 特定の一般財団法人の理事長の印影

本件対象文書23に記載された特定の一般財団法人の理事長の印影は、当該理事長の氏が彫られた印影であり、当該理事長が個人としても使用する個人印を当該文書に押捺した可能性は十分考えられる。個人印の印影は、当該個人の財産等を保護する上で特に慎重な管理を要する情報であり、これを公にすると当該理事長の財産等の保護に支障が生じることは明らかである。

したがって、当該情報は、条例第8条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件決定2の妥当性

ア 本件対象文書26から43までは、前記1(26)から(43)までのとおりであり、実施機関が千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの一体的整備に係る業務を委託した法人が作成した成果物、実施機関が当該一体的整備に係る業務を委託した法人の総括責任者及び担当技術者の有資格調書、実施機関が作成した予算に関する文書、外部有識者の旅費の算定のための参考資料、実施機関が当該一体的整備に係る業務を委託する法人を選定するに当たり開催した選定委員会における各委員の採点表及び議案書並びに千葉県救急医療センター、千葉県精神科医療センター及び千葉県精神保健福祉センターの合築に関する陳情書により構成されていることが認められ、本件決定2は、その全部を不開示とするものである。

しかしながら、当審査会が見分したところ、本件対象文書26から43までの中には、文書名等本件決定2に係る行政文書不開示決定通知書から明らかである情報並びに本件決定1で既に開示している氏名及び様式等が記載されている部分があるなど、当該通知書の「開示しない理由」及び弁明書における不開示とした理由の各記載において掲げられている不開示とした情報が、本件対象文書26から43までの全部に該当するものとは認め難い。

イ 上記アのとおり、実施機関の当該通知書及び弁明書における説明は、いずれも本件対象文書26から43までの中の個々の不開示部分の具体的内容に即して不開示の理由を示すものではなく、本件対象文書26から43までに記載された情報に応じて個々に具体的な開示又は不開示の判断がなされたものとは認められない。

ウ このような状況からすれば、本件対象文書26から43までについて全部不開

示とすることが相当であるとは認められず、本件対象文書26から43までに記載された情報について個々に不開示情報該当性を改めて検討し、不開示情報に該当しない部分については開示すべきものと認められる。

エ 以上のことから、本件対象文書26から43までにつき、その全部を同条第2号、第3号、第5号及び第6号に該当するとして不開示とした本件決定2を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件決定3及び本件請求の対象となる行政文書の特定

審査請求人は、全部開示決定である本件決定3を含め、本件各決定の取り消しを求めており、本件請求に係る対象文書の特定漏れを主張していることから、次のとおり検討する。

(1) 審査請求人は、反論書において、前記第3 3 (1)アのとおり主張している。

そこで、当審査会が本件各対象文書を見分したところ、本件対象文書10、12、64及び65に、「第2回」と記載されていることが確認された。

ア 本件対象文書10及び12は、前記1 (10) 及び (12) のとおりである。

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、千葉県救急医療センター・精神科医療センター建設候補地災害対策アドバイザーが出席した当該アドバイザー会議は、第1回から第3回まで開催されているが、第1回及び第3回の当該アドバイザーの報酬額等に関する決裁文書及び当該アドバイザーに報酬等を支払うための調達兼(振替兼)支出回議書(人件費)は、本件対象文書10及び12に含まれているため、本件決定1において本件請求に係る行政文書として特定しており、これらの文書の外に保有していないとのことであった。また、当該アドバイザー会議は、第4回以降開催されていないとのことであった。

イ 本件対象文書64及び65は、前記1 (64) 及び (65) のとおりである。

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、病院増床計画に係る報告は、本件開示請求日までに8回行われているが、第1回から第8回までの当該報告に係る決裁文書は、本件対象文書55、63から68まで及び76であるため、本件決定3において、本件請求に係る行政文書として特定しており、これらの文書の外に保有していないとのことであった。また、開示請求日までに、第9回以降の当該報告は行われていないとのことであった。

ウ そして、当審査会が本件各対象文書を見分したところ、前記ア及びイに掲げる

行政文書の外に「第2回」と記載された行政文書は認められず、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件各対象文書において、これらの文書の外に「第2回」と記載された行政文書は認められないとのことであった。

エ また、「開示文書には第2回と記載されているため、同様の文書につき第1回や第3回以降の回の分が存在する」に係る行政文書についても、併せて慎重な探索を求めたが、見出すことはできなかったとのことである。このように、本件各決定で特定した行政文書の外に本件請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められない。

(2) 審査請求人は、反論書において、前記第3 3 (1) エのとおり主張している。

ア 当審査会が実施機関にアンケートに係る行政文書について、再度探索を求めたところ、「●救命救急センターと精神科病棟運営に係るアンケート調査について」及び「アンケート回答用紙」が確認された。

イ 「●救命救急センターと精神科病棟運営に係るアンケート調査について」は、実施機関が、千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る基本計画等策定業務委託の一環として、医療機関に対し、同一施設内で救急及び精神科救急機能を持つことによる病院運営の優位性、課題等に関するアンケート調査を実施することについて、実施機関内部で情報共有するための供覧文書であり、本件対象文書21の一部と同一の文書を供覧したものである。また、「アンケート回答用紙」は、医療機関から提出された、当該アンケート調査の回答用紙である。

ウ そうすると、これらの行政文書は、「千葉県救急医療センターと千葉県精神科医療センターと千葉県精神保健福祉センターが」「一体的整備することに関する」行政文書であり、本件請求に係る行政文書と認められることから、実施機関は、これらの行政文書について、開示決定等をすべきである。

(3) 当審査会が実施機関に前記(1)及び(2)以外の本件請求に係る行政文書について再度探索を求めたところ、次の7文書を保有していることが確認された。

ア 平成24年度第2回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会提案案件の決定について(平成24年7月26日付け病経管第509号、病経管機委選審第2号—18)

イ 平成25年度第6回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書の交付につい

て（平成25年9月27日付け病経管第872号）

ウ 平成28年度機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書（5月25日持ち回り分）の交付について（平成28年5月26日付け病経管第398号、病経管機委選審第4号～第6号）

エ 平成28年度第5回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会の開催について（通知）（平成29年3月10日付け病経管第1890号）

オ 平成28年度第5回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書の交付について（平成29年3月16日付け病経管第1947号、病経管機委選審第128号～第140号）

カ 機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書の交付について（4月20日開催分）（平成29年4月21日付け病経管第220号、病経管機委選審第1号～第2号）

キ 機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書（平成29年4月21日付け病経管機委選審第1号）

これらの文書は、実施機関が、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターの一体的整備に係る業務を法人に委託するに当たり、千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会要綱第2条第2号の規定により、実施機関が千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会の意見を聞いたことに関する行政文書である。

そうすると、これらの行政文書は、「千葉県救急医療センターと千葉県精神科医療センターと千葉県精神保健福祉センターが」「一体的整備することに関する」行政文書であり、本件請求に係る行政文書と認められることから、実施機関は、これらの行政文書について、開示決定等をすべきである。

また、その他の文書が存在する可能性も考えられることから、実施機関は、さらに対象文書を探索し、その他の文書が存在すれば、当該文書を含めた対象文書について、改めて開示決定等をすべきである。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

- (1) 実施機関が、本件決定1で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。
- (2) 実施機関は、本件決定2を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。
- (3) 実施機関は、再度対象文書を探索の上、以下に記載の文書を含めて改めて開示決定等をすべきである。
- ア ●救命救急センターと精神科病棟運営に係るアンケート調査について
- イ アンケート回答用紙
- ウ 平成24年度第2回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会提案案件の決定について（平成24年7月26日付け病経管第509号、病経管機委選審第2号—18）
- エ 平成25年度第6回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書の交付について（平成25年9月27日付け病経管第872号）
- オ 平成28年度機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書（5月25日持ち回り分）の交付について（平成28年5月26日付け病経管第398号、病経管機委選審第4号～第6号）
- カ 平成28年度第5回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会の開催について（通知）（平成29年3月10日付け病経管第1890号）
- キ 平成28年度第5回機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書の交付について（平成29年3月16日付け病経管第1947号、病経管機委選審第128号～第140号）
- ク 機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書の交付について（4月20日開催分）（平成29年4月21日付け病経管第220号、病経管機委選審第1号～第2号）
- ケ 機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書（平成29年4月21日付け病経管機委選審第1号）
- (4) 実施機関のその余の決定は、妥当である。

6 附言

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、実施機関は、本件決定1及び本件決定3において特定した本件対象文書1から7まで、13、15、17、18、20、

24、47、54、56及び84について、当該文書の一部を抜き出して、本件決定2を行っていることが認められた。

しかしながら、情報公開制度における対象文書の特定は文書単位で行うものであり、その一部を抜き出して対象文書を特定した場合、特定漏れにつながる可能性も想定できることから、このような開示決定等は避けられるべきである。

実施機関においては、情報公開制度の趣旨を十分踏まえ、制度の適切な運用に努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年10月 6日	諮問書の受付
平成29年11月 7日	反論書の写しの受付
令和 4年 4月25日	審議
令和 4年 5月30日	審議
令和 4年 6月27日	審議
令和 4年 7月25日	審議
令和 4年 9月28日	審議
令和 4年10月27日	審議
令和 4年11月29日	審議
令和 4年12月23日	審議
令和 5年 1月27日	審議
令和 5年 2月27日	審議
令和 5年 3月29日	審議
令和 5年 7月31日	審議
令和 5年 9月29日	審議

別表

本件各対象文書	不開示部分	開示すべき部分
本件対象文書 1	本件口座情報 2、本件代表者の印影 3、特定の法人に係る担当者のメールアドレス、特定の法人に係る社印の印影及び本件代表者の印影 1	本件口座情報 2、本件代表者の印影 3 及び特定の法人に係る社印の印影
本件対象文書 2	本件口座情報 2、本件代表者の印影 3、特定の法人に係る担当者のメールアドレス、特定の法人に係る社印の印影及び本件代表者の印影 1	本件口座情報 2、本件代表者の印影 3 及び特定の法人に係る社印の印影
本件対象文書 3	本件口座情報 2、特定の法人に係る社印の印影、本件代表者の印影 3 及び本件代表者の印影 4	本件口座情報 2、特定の法人に係る社印の印影、本件代表者の印影 3 及び本件代表者の印影 4
本件対象文書 4	本件口座情報 1、特定の法人に係る社印の印影、本件代表者の印影 4 及び本件代表者の印影 1	本件口座情報 1、特定の法人に係る社印の印影及び本件代表者の印影 4
本件対象文書 5	国立大学法人における預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人並びに公印の印影	公印の印影
本件対象文書 6	本件口座情報 2、特定の法人に係る社印の印影、本件代表者の印影 3、特定の法人に係る担当者のメールアドレス及び本件代表者の印影 4	本件口座情報 2、特定の法人に係る社印の印影、本件代表者の印影 3 及び本件代表者の印影 4
本件対象文書 7	本件口座情報 1 及び特定の法人に係る社印の印影	本件口座情報 1 及び特定の法人に係る社印の印影

本件各対象文書	不開示部分	開示すべき部分
本件対象文書 8	特定の法人に係る担当者の氏名及び電話番号	
本件対象文書 9	外部有識者の候補者の氏名、役職及び主な委員等の就任状況	
本件対象文書 10	外部有識者の印影、預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人並びに住所及び郵便番号	
本件対象文書 11	職員のメールアドレス並びに外部有識者の印影、郵便番号、住所、電話番号及び預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人	外部有識者の印影のうち国立大学法人千葉大学長の印影
本件対象文書 12	特定の法人に係る担当者の氏名並びに外部有識者の郵便番号、住所、電話番号及び預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人	
本件対象文書 13	特定の法人に係る社印の印影並びに担当者の氏名、電話番号及びメールアドレス	特定の法人に係る社印の印影
本件対象文書 14	職員のメールアドレス	
本件対象文書 15	外部有識者の郵便番号、住所及び最寄り駅及び預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人並びに職員のメールアドレス	

本件各対象文書	不開示部分	開示すべき部分
本件対象文書 1 6	特定の法人に係る担当者等の顔写真及び担当者の氏名	特定の法人に係る担当者等の顔写真のうち代表取締役の顔写真
本件対象文書 1 7	本件口座情報 1、本件代表者の印影 2 及び特定の法人に係る担当者等の印影	本件口座情報 1
本件対象文書 1 8	本件口座情報 1、本件代表者の印影 2 及び特定の法人に係る担当者等の印影	本件口座情報 1
本件対象文書 1 9	本件代表者の印影 2	
本件対象文書 2 0	職員のメールアドレス並びに特定の法人に係る担当者のメールアドレス及び氏名	
本件対象文書 2 1	特定の法人に係る担当者の氏名及びメールアドレス並びに本件代表者の印影 2	
本件対象文書 2 2	特定の法人に係る担当者の氏名及びメールアドレス並びに本件代表者の印影 2	
本件対象文書 2 3	本件口座情報 1、一般財団法人印の印影及び特定の一般財団法人の理事長の印影	一般財団法人印の印影
本件対象文書 2 4	外部有識者の郵便番号、住所及び最寄り駅並びに預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人	
本件対象文書 2 5	外部有識者の印影	外部有識者の印影のうち国土交通省関東地方整備局東京第二営繕事務所長の印影

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)